

証券コード 1999
2020年9月10日

株 主 各 位

福岡県朝倉市下淵472番地
サイタホールディングス株式会社
代表取締役社長 才田善之

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年7月豪雨により被災されました皆様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、委任状のご返送により議案に対する賛否をご表示いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県朝倉市下淵472番地

当社2階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項
報告事項

1. 第65期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

※議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（42頁から44頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.saita-hd.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について〉

1. 株主様へのお願い

- 感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、株主総会へのご出席に替えて可能な限り委任状のご返送による議案に対する賛否のご表示をお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、くれぐれもご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 会場入口において、株主様の体調のご確認や検温にご協力いただく場合がございます。
- ご出席の株主様には、マスクの着用及びアルコール消毒液による手指の消毒について、ご協力をお願い申し上げます。
- 会場内の座席が間隔を空けた配置となっており、座席が例年より大幅に減少しておりますので、入場をお断りする場合もございます。

2. 当社の対応について

- 当社役員及び総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saita-hd.co.jp>) においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調にありましたが、米国の保護主義政策と貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱による世界経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による長期的な経済活動の停滞が懸念されるなど、企業を取り巻く環境は極めて不透明な状況で推移しております。

当社グループの主力事業であります建設業界は、災害復興事業、インフラ関連工事等の公共投資、民間設備投資は堅調に推移しているものの、建設コストの高騰や建設技術者不足による労務費の高止まり等が依然として続いており、経営環境は不透明な状況であります。

このような経済情勢の中で、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は76億800万円（前連結会計年度比13.1%増）となりました。

損益面におきましては、碎石事業において売上高の減少並びに機械器具の修繕費、機械装置の消耗部品交換等の費用増加による製造原価率の上昇により、経常利益7億9千9百万円（前連結会計年度比11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5億2千4百万円（前連結会計年度比2.2%減）となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

【建設事業部門】

建設業界は依然として厳しい環境にありますものの、全社一体となって受注活動に努めてまいりました結果、当連結会計年度の受注高は37億3千4百万円（前連結会計年度比22.9%減）となりました。

受注工事の主なものは、北川河川災害復旧工事（2工区）、H31山の神ため池災害復旧工事、H31鎌塚ため池災害復旧工事等であります。

また、売上高は46億4千2百万円（前連結会計年度比37.6%増）となりました。
当連結会計年度における受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度	当 連 結 会 計 年 度		
	繰 越 高	受 注 高	売 上 高	繰 越 高
土 木	2,082,192	3,250,884	3,848,069	1,485,006
建 築	480,447	483,568	794,193	169,823
合 計	2,562,640	3,734,452	4,642,262	1,654,830

【砕石事業部門】

砕石事業は、新製品開発に取り組むとともに積極的な営業活動を展開してまいりました結果、当連結会計年度の売上高は23億7千2百万円（前連結会計年度比10.9%減）となりました。

【酒類事業部門】

酒類事業の当連結会計年度の売上高は2億2千2百万円（前連結会計年度比17.3%減）となりました。

【その他事業部門】

石油販売事業は、一般の取扱給油所として石油類の販売を行っております。当連結会計年度の売上高は1億3百万円（前連結会計年度比34.9%減）となりました。

不動産事業は、株式会社才田組本店才田ビル2階から9階までの31室を賃貸住宅としております。当連結会計年度の賃貸収入は3千万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。

太陽光発電事業は、2013年7月より本格稼働し、当連結会計年度の売上高は4千3百万円（前連結会計年度比15.4%減）となりました。

環境事業は主に工場排水処理施設の維持管理、警備事業は保安警備等を行っております。当連結会計年度の売上高は1億7千6百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、3億2千3百万円であります。その主なものは、碎石事業用機械装置等2億4千5百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 62 期 (2017年6月期)	第 63 期 (2018年6月期)	第 64 期 (2019年6月期)	第65期 (当連結会計年度) (2020年6月期)
売 上 高	4,516,527	5,532,531	6,724,833	7,608,692
経 常 利 益	239,195	587,791	903,948	799,011
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	134,935	321,984	536,672	524,753
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	214円00銭	510円68銭	851円22銭	832円34銭
総 資 産	5,363,752	6,026,595	7,212,466	7,048,208
純 資 産	2,077,554	2,383,243	2,886,361	3,370,360
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,294円95銭	3,779円96銭	4,578円24銭	5,345円94銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年1月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第64期から適用しており、第63期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 才 田 組	100,000千円	100.00%	土 木 ・ 建 築 請 負
才 田 砕 石 工 業 (株)	100,000千円	100.00%	砕 石 製 品 製 造 ・ 販 売 石 油 商 品 仕 入 ・ 販 売
フエフーズ・ジャパン(株)	100,000千円	100.00%	酒 類 輸 入 ・ 卸、小 売 販 売
HUE FOODS COMPANY LIMITED	32,637百万VND	100.00%	酒 類 製 造
SAITA TRADING COMPANY L I M I T E D	1,000百万VND	100.00%	酒 類 販 売
(株) サ イ テ ッ ク ス	55,000千円	100.00%	工 場 排 水 処 理 施 設 維 持 管 理 及 び 保 安 警 備
(有) 賀 和 運 送	23,000千円	100.00%	一 般 貨 物 運 送
立 花 建 設 (有)	20,000千円	100.00%	一 般 土 木 工 事

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、米中貿易摩擦の長期化や国際情勢の不確実性等に加え、世界的な新型コロナウイルス感染症による影響やその収束の時期などを見通すことが困難な状況であり、景気の先行きは極めて不透明な状況が続くものと思われま

すが、資材費や労務費等の建設コスト高騰もあり、経営環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社及び当社グループは、市場成長性を考慮した効率的な経営資源の配分を実施するとともに、建設事業におきましては、収益性を重視した安定的な受注の確保、「高品質・高付加価値」を顧客の皆様にご提供するための安全管理、品質管理、工程管理、予算管理等の各種管理の徹底、世代間における技能・知識の継承並びに人材育成による安定した収益の確保に努めてまいります。

砕石事業におきましては、生産効率の向上、製造原価の低減、販路拡大に努め、建設事業と連携して堅実な事業活動を進めてまいります。

酒類事業及び環境事業におきましては、グループ企業との情報共有を図るとともに営業強化による収益拡大に取り組み、業績向上に寄与するよう邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

当社グループは、建設事業及び砕石事業を主たる事業とし、他に酒類事業、環境事業、警備事業、一般貨物運送事業を擁しております。

株式会社才田組（建設事業）は、福岡県を中心に土木・建築請負業を行っております。

才田砕石工業株式会社（砕石事業）は、西日本有数の生産設備を有し、砕石製品全般の製造・販売及び石油販売業を行っております。

HUE FOODS COMPANY LIMITED（酒類事業）は、ベトナム社会主義共和国において酒類の製造を行い、製造された商品をSAITA TRADING COMPANY LIMITED（酒類事業）が同国内において販売を行っております。

フエフーズ・ジャパン株式会社（酒類事業）は、HUE FOODS COMPANY LIMITEDで製造された焼酎等の商品の輸入卸及び小売販売を行っております。

株式会社サイテックス（環境事業・警備事業）は、主に工場排水処理施設の維持管理及び保安警備等を行っております。

有限会社賀和運送（一般貨物運送事業）は、最大積載30 t から軽貨物車両まで各種車両及び重機等を有し、さまざまな貨物運搬、小規模造成工事、車両整備等を行っております。

立花建設有限会社（建設事業）は、福岡県小郡市を中心に一般土木事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場等（2020年6月30日現在）

サイタホールディングス(株)	本 店	福岡県朝倉市下漕472番地
(株) 才 田 組 (子 会 社)	本 店	福岡市博多区光丘町一丁目2番30号
	支 店	福岡県朝倉市下漕472番地
才 田 砕 石 工 業 (株) (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市下漕472番地
フェフーズ・ジャパン(株) (子 会 社)	本 店	福岡市博多区光丘町一丁目2番30号
HUE FOODS COMPANY LIMITED (子 会 社)	本 店	ベトナム社会主義共和国フエ市ツイスン区ホアイタン4
SAITA TRADING COMPANY L I M I T E D (子 会 社)	本 店	ベトナム社会主義共和国フエ市ツイスン区ホアイタン4
(株) サ イ テ ッ ク ス (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市持丸806番1
(有) 賀 和 運 送 (子 会 社)	本 店	福岡県朝倉市下漕1478番地2
立 (花 子 建 設 社 (有) (子 会 社)	本 店	福岡県小郡市小郡404番地の4

(7) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設事業	55名	2名減
砕石事業	88名	2名減
酒類事業	66名	12名減
その他の事業	38名	4名増
合計	247名	12名減

(注) 従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	－	54.6歳	18.7年

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、子会社への出向者4名は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	1,029,250千円
株式会社西日本シティ銀行	440,604千円
株式会社筑邦銀行	343,905千円
株式会社日本政策金融公庫	81,922千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,124,000株
- ② 発行済株式の総数 630,494株 (自己株式30,506株を除く)
- ③ 株主数 341名
- ④ 大株主の状況 (上位12名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
賀 和 興 産 株 式 会 社	174,050株	27.61%
株 式 会 社 ワ イ エ ス リ ー	160,700株	25.49%
才 田 組 従 業 員 持 株 会	24,622株	3.91%
株 式 会 社 福 岡 銀 行	24,300株	3.85%
米 田 秀 之	23,400株	3.71%
キ ャ タ ピ ラ ー 九 州 株 式 会 社	19,100株	3.03%
吉 田 知 広	10,200株	1.62%
株 式 会 社 ア ー ス テ ク ニ カ	10,000株	1.59%
才 田 善 之	9,400株	1.49%
才 田 善 郎	9,000株	1.43%
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	9,000株	1.43%
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	9,000株	1.43%

(注) 1. 当社は、自己株式 (30,506株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	才 田 善 之	(株)才田砕石工業(株)代表取締役社長 才田砕石工業(株)代表取締役社長 フエフーズ・ジャパン(株)代表取締役社長 (株)サイテックス代表取締役社長 HUE FOODS COMPANY LIMITED 代表取締役
常 務 取 締 役	原 野 繁 實	砕 石 事 業 担 当
常 務 取 締 役	鹿 子 生 忠	建 設 事 業 担 当
取 締 役	平 山 繁 之	管 理 本 部 長
取 締 役	前 田 敏 宏	建 設 事 業 担 当
取 締 役	藤 山 征 二 郎	(有)友加システム 代表取締役
常 勤 監 査 役	梯 久 男	
監 査 役	鈴 川 照 美	
監 査 役	森 田 公 一	社 会 福 祉 法 人 恵 徳 会 理 事 長

(注) 1. 当事業年度中の取締役、監査役の異動

- 取締役 前田敏宏氏は、2019年9月26日開催の第64期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役 藤山征二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役 鈴川照美、森田公一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 取締役 藤山征二郎氏、監査役 鈴川照美、森田公一の各氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査役 梯久男氏は、長年にわたり当社管理本部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 藤山征二郎氏、監査役 梯久男氏、社外監査役 鈴川照美、森田公一の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	28,009千円 (638千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (-名)	3,712千円 (-千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (1名)	31,721千円 (638千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額には、以下のものも含まれております。

当事業年度に係る役員退職慰労金の引当金繰入額

取締役 6名 2,855千円

監査役 1名 112千円

3. 期末現在の監査役の員数は3名ですが、無報酬者が2名いるため支給人員と相違しております。

4. 1990年5月24日開催の臨時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額200,000千円以内、監査役報酬限度額は年額15,000千円以内であります。

④ 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	藤 山 征 二 郎	(有)友加システム 代表取締役	特別の関係はありません。
監 査 役	森 田 公 一	社会福祉法人恵徳会 理事長	特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	藤 山 征 二 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、経営者としての豊富な経験及び中小企業診断士としての専門知識を活かし、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。
監 査 役	鈴 川 照 美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会6回の全てに出席し、主に福岡県警察で培われた豊富な経験から、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。
監 査 役	森 田 公 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会6回の全てに出席し、主に社会福祉法人恵徳会理事長としての豊富な経験から、経営上有用な指摘・意見等の発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 如水監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,299千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,299千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配置計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社の取締役は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
 - ロ) 当社の取締役は、取締役相互において、法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の取締役会において、それぞれ委嘱された職務の執行状況を報告する。
 - ハ) 当社の取締役は、「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス経営の強化を図る。
 - ニ) 当社の取締役は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役は、「情報資産管理規程」に基づき、当社の取締役会及びその子会社の営業会議等重要な会議の意思決定に係る情報、当社の代表取締役社長決裁の事項等を記録・保存するとともに、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - ロ) 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当社の取締役は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を確保する。
 - ロ) 当社の取締役会付議に係る重要事項については、担当部署で事前審議を行い、論点を整理したうえで取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社の使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
 - ロ) 当社の使用人は、常に法令及び定款への職務の適合性を確認するとともに、「職務権限規程」で定める権限の範囲内において職務の執行を行う。

- ⑥ 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社の取締役は、子会社との緊密な連携のもと、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
 - ロ) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役へ報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行う。
 - ハ) 当社の子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の担当取締役に報告し、当社の取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
 - ニ) 当社の子会社の取締役等は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、重要案件については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役と事前に合議を行い、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を図る。
 - ホ) 当社の子会社の取締役及び使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行うこととし、当社の監査役会及び内部監査室において、子会社の内部監査を実施し、法令及び定款への適合性を監視する。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役からの要請があれば、必要に応じて当該監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。
- ⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑨ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制
- イ) 当社の取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、社内会議体等を通じて、その内容を監査役に報告する。
 - ロ) 当社の取締役は、会社経営に著しい影響を与える事態が生じた場合、速やかに監査役に報告する。

- ハ) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当該子会社の会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、監査役に報告する。
- 二) 上記イ)からハ)の報告をした者に対し、「内部通報規程」で定める通報者等の保護に基づき、不利益となる取扱いを行わない。また、当該報告をしたことにより、当該報告者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役より下記イ)からハ)の請求を受けたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを拒むことはできない。
- イ) 費用の前払の請求
- ロ) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ハ) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社の監査役は、独立した立場から、当社並びにその子会社の取締役等による業務が適正に確保されているかを当社の取締役会への出席等を通じて監査する。
- ロ) 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもつ。
- ハ) 当社の取締役は、監査役の職務の適切な執行のため、当該監査役との意思疎通、情報収集・交換が行えるように協力する。
- 二) 当社の取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ホ) 当社の取締役は、監査役の職務遂行にあたり、当該監査役が必要と認めた場合、弁護士や会計監査人等との連携を図れる環境を整備する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス体制
- イ) 「倫理規程」に定める行動規範及び行動指針を当社及び子会社の役員及び使用人に配布又は社内ホームページに掲載し、周知徹底を図っております。
- ロ) 「内部通報規程」の主旨、通報の方法、通報者及び個人情報の保護等を当社及び子会社の役員及び使用人に配布又は社内ホームページに掲載し、周知徹底を図っております。

② リスク管理体制

- イ) 内部監査により、業務プロセスにおけるリスクの洗い出し及びフォローを実施しております。
- ロ) 情報の機密性及び可用性を確保、維持するための情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報漏洩等による信用・信頼の喪失を避けることを目的として「情報資産管理規程」を策定しており、内部監査を通じてその有効性を確認しております。

③ 取締役及び監査役の職務の執行

- イ) 当社は、取締役会を原則毎月1回、その他必要に応じて開催するとともに当社代表取締役及び取締役並びに常勤監査役が子会社の経営会議等に定期的に参加し、月次決算や業務の定期報告を受け、重要事項の事前協議を行うなど、グループ全体の業務の適正を確保する体制整備を図っております。
- ロ) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社取締役会、子会社の経営会議等の重要会議に参加しております。また、適宜、当社代表取締役、内部監査部門、会計監査人と情報交換を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する方針については、特に定めておりません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,171,045	流 動 負 債	3,121,257
現 金 預 金	2,217,772	支払手形・工事未払金等	890,036
受取手形・完成工事未収入金等	1,661,083	短 期 借 入 金	1,605,474
未 成 工 事 支 出 金 等	225,633	リ ー ス 債 務	2,574
そ の 他	66,556	未 払 費 用	196,425
固 定 資 産	2,877,162	未 払 法 人 税 等	111,314
有 形 固 定 資 産	1,847,870	未 成 工 事 受 入 金	147,863
建 物 ・ 構 築 物	280,815	工 事 損 失 引 当 金	12,300
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	723,520	賞 与 引 当 金	9,052
土 地	824,293	そ の 他	146,215
リ ー ス 資 産	2,300	固 定 負 債	556,590
そ の 他	16,940	長 期 借 入 金	348,539
無 形 固 定 資 産	15,329	繰 延 税 金 負 債	4,802
採 石 権	12,666	退 職 給 付 に 係 る 負 債	157,464
そ の 他	2,663	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41,949
投 資 そ の 他 の 資 産	1,013,962	そ の 他	3,835
投 資 有 価 証 券	285,195	負 債 合 計	3,677,847
保 険 積 立 金	228,792	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	66,043	株 主 資 本	3,407,420
退 職 給 付 に 係 る 資 産	94,102	資 本 金	942,950
そ の 他	399,969	資 本 剰 余 金	594,558
貸 倒 引 当 金	△60,141	利 益 剰 余 金	1,905,745
資 産 合 計	7,048,208	自 己 株 式	△35,833
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△37,059
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△21,394
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△15,665
		純 資 産 合 計	3,370,360
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,048,208

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2019年 7 月 1 日から
2020年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	4,642,262	
兼業事業売上高	2,966,429	7,608,692
売 上 原 価		
完成工事原価	3,873,126	
兼業事業売上原価	2,152,411	6,025,537
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	769,136	
兼業事業総利益	814,018	1,583,154
販売費及び一般管理費		869,805
営業利益		713,349
営業外収益		
受取利息	998	
受取配当金	3,436	
固定資産賃貸料	48,396	
為替差益	920	
持分法による投資利益	68,329	
その他	11,093	133,175
営業外費用		
支払利息	36,800	
支払保険料	6,066	
その他	4,646	47,513
経常利益		799,011
特別利益		
固定資産売却益	26,514	26,514
特別損失		
減損損失	959	959
税金等調整前当期純利益		824,566
法人税、住民税及び事業税		291,150
法人税等調整額		8,662
当期純利益		524,753
親会社株主に帰属する当期純利益		524,753

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	942,950	594,558	1,412,516	△35,833	2,914,191
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△31,524		△31,524
親会社株主に帰属 する当期純利益			524,753		524,753
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	493,228	-	493,228
当 期 末 残 高	942,950	594,558	1,905,745	△35,833	3,407,420

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△12,164	△15,665	△27,829	2,886,361
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△31,524
親会社株主に帰属 する当期純利益				524,753
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△9,230	△0	△9,230	△9,230
当 期 変 動 額 合 計	△9,230	△0	△9,230	483,998
当 期 末 残 高	△21,394	△15,665	△37,059	3,370,360

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 当社の子会社のうち、株式会社才田組、才田碎石工業株式会社、フェフーズ・ジャパン株式会社、株式会社サイテックス、有限会社賀和運送、立花建設有限会社、HUE FOODS COMPANY LIMITED及びSAITA TRADING COMPANY LIMITEDの8社を連結しております。
- ② 非連結子会社の名称等
当社の子会社有限会社山本商店は、小規模であり、その総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 当社の関連会社は、朝倉生コンクリート株式会社の1社のみであり、持分法を適用しております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社は、有限会社山本商店であります。当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券の時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券の時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

ロ) たな卸資産

未成工事支出金は個別法による原価法、石油等に係る商品は先入先出法による原価法、酒類に係る商品は総平均法による原価法、製品は売価還元原価法、貯蔵品は総平均法による原価法(いずれも貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の碎石工場に係る有形固定資産

定額法を採用しております。

当社の碎石工場を除く有形固定資産及び国内連結子会社

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
碎石製造設備に係る機械装置	12年
その他の機械装置及び運搬具	2年～8年

- ロ) 無形固定資産
採石権については、生産高比例法を採用しております。
- ハ) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ) 工事損失引当金
工事の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- ハ) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
- ニ) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理に関する事項
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく簡便法を適用しております。
- ⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。ただし、重要性のないのれんは、取得時に一括して償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ) 消費税等の会計処理
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- ロ) 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(会計方針の変更)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 2019年6月28日）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 2018年9月14日）（以下「実務対応報告第18号等」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払保証料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,546,502千円
 (2) 担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現金	預金	101,215千円
建物	構築物	184,627千円
機械	運搬具・工具器具備品	136,393千円
土地		670,158千円
投資	有価証券	10,390千円
合計		1,102,785千円

(担保付債務)

短期	借入金	1,397,442千円
長期	借入金	545,681千円
(一年以内返済予定長期借入金を含む)		
合計		1,943,123千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	661,000株	661,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	31,524	50	2019年6月30日	2019年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	31,524	50	2020年6月30日	2020年9月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

なお、連結子会社についても、当社の営業管理規程に準じて同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や短期借入金の流動性リスクは、当社担当部署でグループ会社全体を一括管理することで、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	2,217,772	2,217,772	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	1,661,083	1,661,083	—
(3) 投資有価証券	81,332	81,332	—
資産計	3,960,188	3,960,188	—
(4) 支払手形・工事未払金等	890,036	890,036	—
(5) 短期借入金	1,605,474	1,605,474	—
(6) 未成工事受入金	147,863	147,863	—
(7) 長期借入金	348,539	342,924	△5,615
負債計	2,991,914	2,986,297	△5,615

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、(5) 短期借入金、(6) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	203,862

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、福岡県に賃貸用不動産を有しております。

2020年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は57,019千円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
140,311	81,204	222,516	239,523

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,345円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 832円34銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	820,603	流 動 負 債	1,691,868
現 金 預 金	382,100	短 期 借 入 金	1,350,000
売 掛 金	5,452	一年以内返済予定長期借入金	197,142
前 払 費 用	1,990	リ ー ス 債 務	2,574
未 収 入 金	300,141	未 払 金	51,040
立 替 金	1,181	未 払 費 用	13,769
関係会社短期貸付金	104,387	未 払 法 人 税 等	74,270
その他	25,350	預 り 金	2,389
固 定 資 産	3,126,755	賞 与 引 当 金	682
有 形 固 定 資 産	1,757,752	固 定 負 債	508,535
建 物	183,163	長 期 借 入 金	348,539
構 築 物	98,380	退 職 給 付 引 当 金	21,073
機 械 装 置	626,483	預 り 敷 金	3,835
車 両 運 搬 具	1,421	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	39,576
工 具 器 具 備 品	4,713	債 務 保 証 損 失 引 当 金	47,442
土 地	824,349	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	48,068
立 木	16,940	負 債 合 計	2,200,403
リ ー ス 資 産	2,300	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	15,135	株 主 資 本	1,767,626
採 石 権	12,666	資 本 金	942,950
電 話 加 入 権	2,469	資 本 剰 余 金	594,558
投 資 其 他 の 資 産	1,353,867	資 本 準 備 金	235,737
投 資 有 価 証 券	88,332	そ の 他 資 本 剰 余 金	358,820
関 係 会 社 株 式	861,823	資 本 準 備 金 減 少 差 益	358,820
出 資 金	455	利 益 剰 余 金	265,903
従業員に対する長期貸付金	4,051	そ の 他 利 益 剰 余 金	265,903
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	605,163	繰 越 利 益 剰 余 金	265,903
破 産 更 生 債 権 等	31,889	自 己 株 式	△35,785
差 入 保 証 金	210	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△20,670
保 険 積 立 金	228,792	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△20,670
長 期 前 払 費 用	16,192	純 資 産 合 計	1,746,956
会 員 権	12,002	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,947,359
そ の 他 投 資 等	152,703		
貸 倒 引 当 金	△647,749		
資 産 合 計	3,947,359		

損益計算書

(2019年 7 月 1 日から
2020年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
不動産事業収入	30,018	
発電事業収入	43,709	
関係会社経営管理料	305,300	
関係会社受取配当金	100,000	479,028
売上原価		
不動産事業原価	17,284	
発電事業原価	20,987	38,272
売上総利益		440,756
販売費及び一般管理費		223,473
営業利益		217,282
営業外収益		
受取利息	3,911	
受取配当金	4,779	
固定資産賃貸料	50,259	
債務保証損失引当金戻入額	1,157	
関係会社事業損失引当金戻入額	22,790	
その他	6,618	89,516
営業外費用		
支払利息	13,691	
貸倒引当金繰入額	92,607	106,299
経常利益		200,499
特別利益		
固定資産売却益	23,345	23,345
税引前当期純利益		223,845
法人税、住民税及び事業税		80,275
法人税等調整額		△1,184
当期純利益		144,754

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年 7 月 1 日から
2020年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 準 備 本 金	そ 資 剰 減	の 余 備 少	他 本 金 本 金 益	資 剰 余 合 計	そ 利 剰 線 剰	の 余 越 余	他 益 金 益 金	利 剰 余 合 計
当 期 首 残 高	942,950	235,737	358,820	594,558	152,673	152,673				
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△31,524	△31,524				
当 期 純 利 益					144,754	144,754				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	113,229	113,229				
当 期 末 残 高	942,950	235,737	358,820	594,558	265,903	265,903				

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 値 評 価 金 証 券 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△35,785	1,654,397	△11,548	△11,548	1,642,848
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△31,524			△31,524
当 期 純 利 益		144,754			144,754
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△9,121	△9,121	△9,121
当 期 変 動 額 合 計	-	113,229	△9,121	△9,121	104,107
当 期 末 残 高	△35,785	1,767,626	△20,670	△20,670	1,746,956

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社の碎石工場に係る有形固定資産
定額法を採用しております。

当社の碎石工場を除く有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
碎石製造設備に係る機械装置	12年
その他の機械装置及び運搬具	2年～8年

- ② 採石権については、生産高比例法によっております。
- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づいて計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,170,601千円

(2) 担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現	金	預	金	101,215千円		
建			物	128,850千円		
構		築	物	55,776千円		
機	械	装	置	136,393千円		
土			地	670,158千円		
投	資	有	価	証	券	10,390千円
<hr/>						
合 計				1,102,785千円		
上記に係る担保付債務額				1,895,681千円		

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 428,517千円

関係会社に対する短期金銭債務 14,628千円

(4) 保証債務

(株)才田組の工事契約に係る契約履行保証金352,012千円に対して、再保証を行っております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	405,300千円
営	業	費	735千円
営業取引以外の取引高			10,092千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	30,506株	30,506株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	2,231千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	196,140千円
債務保証損失引当金	14,365千円
関係会社事業損失引当金	14,555千円
関係会社株式	156,899千円
投資有価証券	11,642千円
会員権	16,412千円
出資	2,846千円
土地	5,488千円
立木	12,109千円
役員退職慰労引当金	11,983千円
未収入金	8,697千円
その他有価証券評価差額金	7,770千円
未払事業税	2,869千円
賞与引当金	207千円
その他	3,777千円
繰延税金資産 (小計)	467,999千円
評価性引当額	△458,955千円
繰延税金資産 (合計)	9,044千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,167千円
繰延税金負債 (合計)	△1,167千円
繰延税金資産 (純額)	7,876千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業 上 の 関係				
役員 及び その 近親者	才田善之	-	-	当社代 取締役 社長	(被所有) 1.49	-	-	被債務保証 (注)	81,922	-	-

(注) 代表取締役社長才田善之は、(株)日本政策金融公庫からの当社借入に対して債務保証を行っております。また、当社は同氏へ保証料の支払は行っておりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権所有の割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円) (注4)	科目	期末残高(千円)
						役員等兼任	事業関係				
連結子会社	(株)才田組	福岡市	100,000千円	建設業	直接100.0	役員3人	経営管理 不動産賃貸	経営管理料の受取(注1) 賃貸料の受取(注2)	115,300 7,791	未収入金 - 関係会社短期貸付金	110,505 - -
							事業資金の貸付	資金の貸付	150,000	-	-
							債務保証	受取利息 債務保証(注3)	132 352,012	- -	- -
連結子会社	才田砕石工業(株)	福岡県朝倉市	100,000千円	砕石製造等	直接100.0	役員2人	経営管理 不動産賃貸	経営管理料の受取(注1) 賃貸料の受取(注2)	181,100 214,039	未収入金 -	148,207 -
連結子会社	フエフーズ・ジャパン(株)	福岡市	100,000千円	酒類輸入業	直接100.0	役員1人	経営管理 事業資金の貸付	経営管理料の受取(注1) 資金の貸付(注7)	2,500 25,000	未収入金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金(注5)	923 99,673 240,326
								受取利息	2,310	-	-
連結子会社	HUE FOODS COMPANY LIMITED	ベトナム	32,637百万VND	酒類製造業	直接100.0	役員1人	事業資金の貸付	資金の貸付(注7)	114,000	関係会社長期貸付金(注6)	317,551
							債務保証	受取利息 債務保証(注8)	519 47,442	- -	- -

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注4)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業関係				
連結子会社	㈱サイテックス	福岡県朝倉市	55,000千円	工場、排水処理、保安等	直接100.0	役員1人	事業資金の貸付	資金の貸付(注7)	22,000	関係会社短期貸付金	4,714
										関係会社長期貸付金(注9)	47,285
								受取利息	383	-	-

- (注) 1. 経営管理料は「経営管理業務委託契約書」に基づいて決定しております。
2. 賃貸料として貸与固定資産の減価償却費相当額を受け取っております。
3. ㈱才田組の工事契約に係る契約履行保証金に対して、再保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5. フェーズ・ジャパン(株)への関係会社長期貸付金に対し、240,326千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、22,572千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しております。
6. HUE FOODS COMPANY LIMITEDへの関係会社長期貸付金に対し、317,551千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、54,038千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)、1,157千円の債務保証損失引当金戻入額(営業外収益)、22,790千円の関係会社事業損失引当金戻入額(営業外収益)を計上しております。
7. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
8. HUE FOODS COMPANY LIMITEDのベトナム農業農村銀行からの借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
9. ㈱サイテックスへの関係会社長期貸付金に対し、47,285千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、15,997千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,770円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 229円59銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

サイタホールディングス株式会社
取締役会 御中

如 水 監 査 法 人
福岡県福岡市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 廣 島 武 文 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 田 健 二 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイタホールディングス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査法人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

サイタホールディングス株式会社
取締役会 御中

如水 監査法人
福岡県福岡市

指定社員 公認会計士 廣島 武文 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 内田 健二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイタホールディングス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月28日

サイタホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	梯	久	男	㊟	
社外監査役	鈴	川	照	美	㊟
社外監査役	森	田	公	一	㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

サイタホールディングス株式会社
代表取締役社長 才田善之

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第65期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本としつつ、収益状況、財務体質並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、31,524,700円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～33. (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p><u>34.</u> (条文省略)</p>	<p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～33. (現行どおり)</p> <p><u>34.</u> 特定技能外国人支援事業</p> <p><u>35.</u> 特定技能外国人に係る職業紹介事業</p> <p><u>36.</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役候補者 舟木正之氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
舟木正之 (1947年10月1日生)	1968年2月 当社入社 2000年10月 当社砕石事業本部砕石営業部長 2004年8月 当社退社	2,100株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 舟木正之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 舟木正之氏を補欠の社外監査役として選任する理由

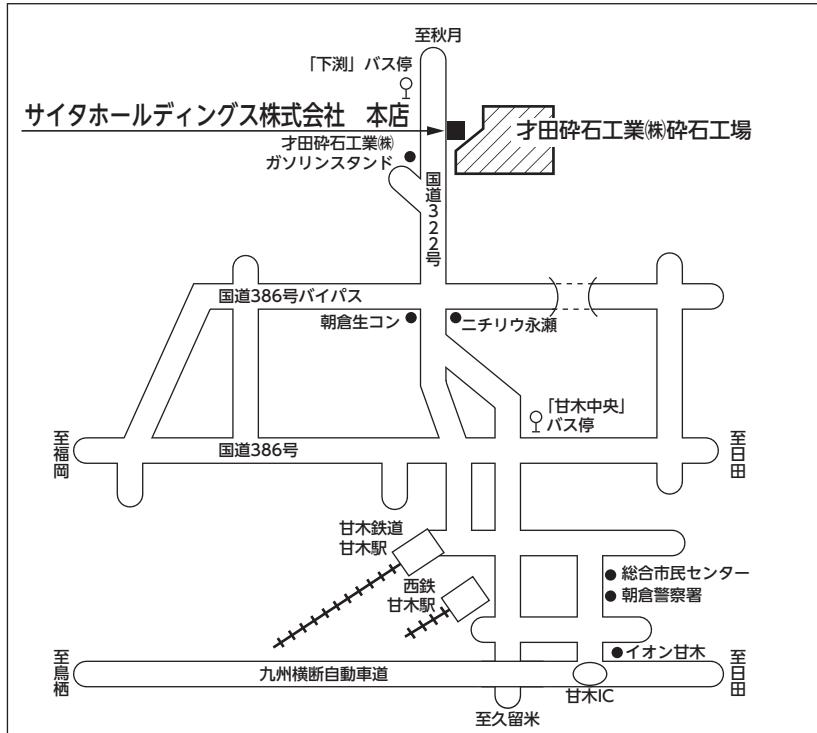
舟木正之氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、当社の建設事業及び砕石事業に精通しており、その専門性と経験を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任をお願いするものであります。

4. 舟木正之氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市下淵472番地
サイタホールディングス株式会社 2階会議室
T E L 0946-22-3875



交通のご案内

- ・九州横断自動車道甘木インターから車で約10分
- ・甘木鉄道甘木駅、西鉄甘木駅から車で約7分
- ・「甘木鉄道甘木駅」、「西鉄甘木駅」又は「甘木中央」バス停から甘木観光バス「秋月」行き乗車、「下淵」バス停下車、徒歩約1分